

第3次日向市ごみ処理基本計画  
令和8（2026）年度～令和17（2035）年度  
概要版

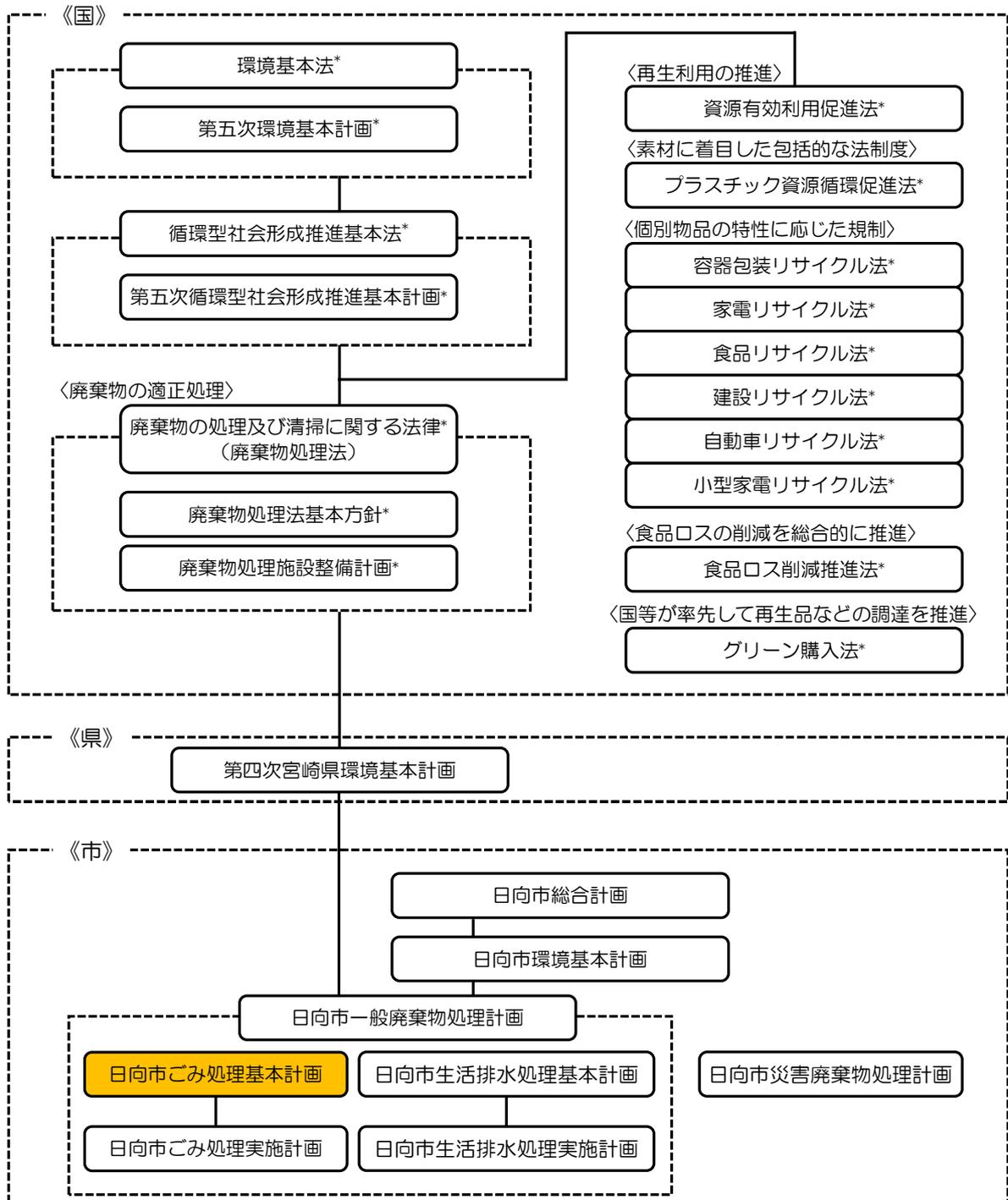
令和8（2026）年3月

日向市

# 1. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村における一般廃棄物の処理に関し、長期的な視点からの基本方針を明確にするとともに、日向市総合計画等の上位・関連計画との整合性を図るものとします。

計画の位置付け



## 2. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。なお、一般廃棄物の処理や処分に関わる状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画期間	←				中間 見直し					→
	初年度									目標年度

## 3. 適用範囲

本計画は、日向市全域を対象地域とし、計画対象廃棄物は、し尿・生活排水を除く一般廃棄物とします。なお、し尿・生活排水の処理については、別途計画を策定します。

## 4. ごみ排出量の実績と予測

ごみ排出量の将来予測を行った結果は次のとおりで、家庭系ごみ、事業系ごみともに緩やかに減少すると予測されます。

ごみ排出量の実績と将来予測

年度		実績	予測		
		R6	R12	R17	
計画収集人口	(人)	57,959	53,968	51,577	
家庭系ごみ排出量	(t)	13,740	13,574	13,008	
	家庭系収集ごみ	(t)	10,580	10,453	10,017
	燃やせるごみ	(t)	8,121	8,023	7,688
	燃やせない	(t)	266	263	252
	資源ごみ	(t)	2,193	2,167	2,076
	古紙類	(t)	856	846	811
	古布類	(t)	138	136	130
	あきびん	(t)	254	251	240
	缶類	(t)	146	144	138
	ペットボトル	(t)	181	179	172
	プラスチック製容器包装	(t)	614	606	581
	その他	(t)	5	5	4
	家庭系直接搬入ごみ	(t)	3,160	3,122	2,991
	燃やせるごみ	(t)	1,754	1,733	1,660
	燃やせないごみ	(t)	817	807	774
	資源ごみ	(t)	589	582	557
事業系ごみ排出量	(t)	5,286	5,001	4,758	
	事業系収集ごみ	(t)	3,944	3,731	3,550
	燃やせるごみ	(t)	3,932	3,720	3,539
	燃やせないごみ	(t)	2	1	1
	資源ごみ	(t)	10	10	9
	事業系直接搬入ごみ	(t)	1,342	1,270	1,208
	燃やせるごみ	(t)	1,339	1,267	1,206
	燃やせないごみ	(t)	0	0	0
	資源ごみ	(t)	3	3	2
ごみ排出量合計	(t)	19,026	18,575	17,766	

## 5. 評価と課題

### (1) 減量化

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、近年減少傾向にあり、令和5(2023)年度の実績では、宮崎県平均(933g/人・日)を下回っています。しかし、全国平均(851g/人・日)と比較すると依然として高い水準にあります。

### (2) 資源化

資源化率は、近年緩やかに減少しており、令和5(2023)年度の実績では宮崎県平均(16.6%)を上回り、類似自治体の平均も上回っていますが、全国平均(19.5%)には届いていません。

また、令和4(2022)年4月に施行された「プラスチック資源循環法」を踏まえ、プラスチック製品の資源化に取り組む必要があります。

## 6. 計画の将来像

現在、地球規模での気候変動、資源の枯渇、生物多様性の喪失など深刻な環境問題が進行しており、ごみの発生抑制や循環資源の活用を進め、環境への負荷をできる限り減らす「循環型社会」の実現が強く求められています。

これらの現状を踏まえ、本市の環境政策の基本理念である「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承すること」に基づき、本計画の将来像を「**未来につなぐ 循環型の持続可能な 共創のまち ひゅうが**」と定めます。

## 7. 目標値の設定

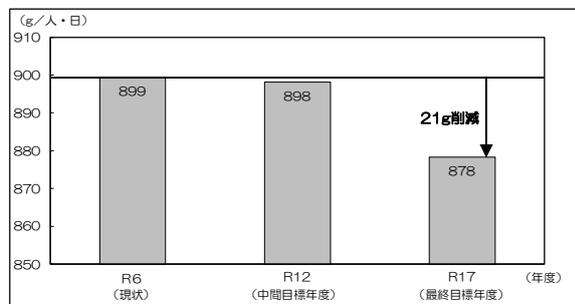
本計画の数値目標として、ごみ排出量の減量化目標及び資源化目標を次のとおり設定します。

○減量化目標 最終目標年度(令和17(2035)年度)の1人1日当たりごみ排出量を878g/人・日以下とします。(市全体のごみ排出量としては16,580t以下)

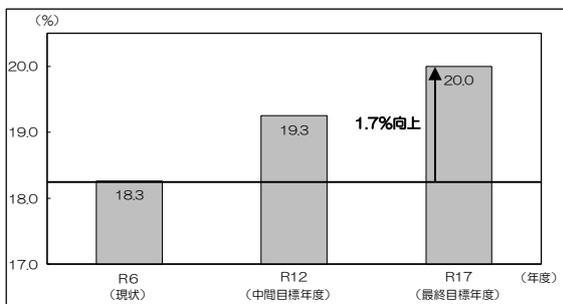
○資源化目標 最終目標年度(令和17(2035)年度)の資源化率を20%以上とします。

### ※目標と現状との比較

1人1日当たりのごみの排出量



資源化量



## 8. 施策の体系

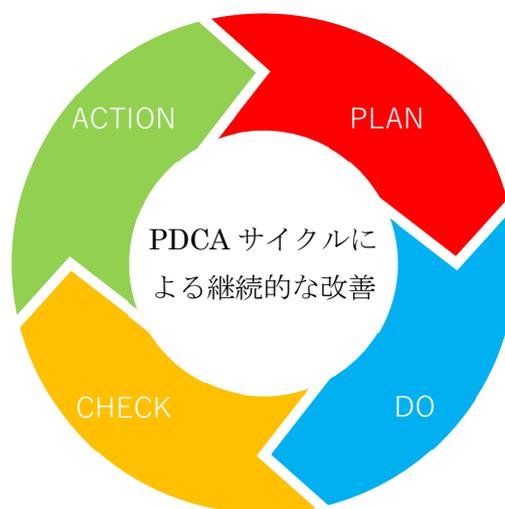
本計画の将来像の実現に向けて定めた基本方針ごとに、次のとおり施策を推進します。

施策の体系

基本方針	施策の方向性	施策の内容
基本方針 1 4Rによるごみの 減量化・資源化の推進	ごみの発生抑制・再使用の推進	生ごみ減量化の推進
		4Rの推進
		事業系ごみ減量化の推進
		ごみ処理有料化の検討
	資源化の推進	資源回収事業の推進
		古紙類資源化の推進
草木資源化の推進		
基本方針 2 安全・安心で安定した ごみ処理の推進	ごみの適正処理の推進	排出マナー向上の推進
		事業系ごみ適正処理の推進
		不法投棄防止対策の強化
	安全で適正なごみ処理体制の構築	効率的で安全な収集・運搬体制の整備
		適切な中間処理体制の維持
		最終処分場の安定的な管理
基本方針 3 環境学習の推進と 環境保全活動の支援	環境学習の推進	環境情報の提供
		環境学習の機会確保
	環境保全活動の支援	市民・事業者への環境保全活動の支援
		環境保全活動に関わる人材の活用

## 9. 計画の進行管理

ごみの減量等の目標達成には、取り組み状況や目標達成度を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが重要です。この考えに基づき、本計画ではPlan（計画策定）、Do（施策実施）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルを導入し、市民・事業者・行政の協働により継続的な改善を図っていくものとします。



## 10. 施策の展開

### ●基本方針1 4Rによるごみの減量化・資源化の推進

#### (1) ごみの発生抑制・再使用の推進

##### ①生ごみ減量化の推進

- ・コンポスト等の生ごみ処理器の無償貸与を継続します。
- ・資源化施策について調査・研究を行い、本市への導入可能性を検討します。
- ・生ごみの水切りやひと絞りの推奨、食品ロスの削減について、広報活動を展開します。

##### ②4Rの推進

- ・4Rの取り組みを推進します。
- ・資源化率のさらなる向上を目指し、プラスチック製品の資源化についても取り組みます。

##### ③事業系ごみ減量化の推進

- ・減量化・資源化を促すための基準や指導體制の整備を目的とした施策や条例の検討をします。

##### ④ごみ処理有料化の検討

- ・ごみ処理の有料化は、ごみの量を減らし、ごみの排出量に応じた公平な負担と住民の意識の変化を目指すものですが、家計の負担が増えたり、不法投棄が増える可能性もあるため、市民の意見を幅広く聞き、関係機関の理解を得ながら慎重に導入を検討する必要があります。

#### (2) 資源化の推進

##### ①資源回収事業の推進

- ・可能な限り資源化を進め、現在実施している6種12品目の資源回収事業を継続します。
- ・新たな品目の資源化の可能性や、焼却灰の有効利用について調査・研究を行います。
- ・資源物については、不適合物の混入を抑制し、品質の確保に努めます。
- ・資源回収事業を円滑に進めるため、集団回収実施地区への支援を継続するとともに、集積所からの資源物等の持ち去り防止のため、防止条例の制定や定期的なパトロールを実施し、資源化の推進及び安全・安心なごみ出し環境の確保に努めます。

##### ②古紙類資源化の推進

- ・事業者に対して、古紙類の一層の資源化を推進します。

##### ③草木資源化の推進

- ・搬入量が減少している剪定樹木については、従来のチップや薪による資源化から、バイオマス燃料化へと移行し、発電などの有効活用を図ります。

### 【市民が取り組むこと】

- 食材を買い過ぎず、使い切り、食べ切ることを実践する。
- 食品ロス削減に取り組む。
- フードバンク、フードドライブを活用する。
- 生ごみの水切り・ひとしぼりを実践する。
- 生ごみ処理器や堆肥化容器を活用する。
- 詰め替え可能な商品や繰り返し使用できる容器を用いた商品を選択する。
- レンタル、リース、中古品を活用する。
- 資源物の分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時などの排出ルールを遵守する。
- リターナブルびん（ビールびんや牛乳びん等）の店頭回収を利用する。
- 古紙類や草木リサイクルに協力する。

### 【事業者が取り組むこと】

- ごみの排出を抑制するため、製造業における原材料の選択や製造工程の工夫に取り組む。
- 過剰包装を抑制するため、製造・加工・販売に際して容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造・販売に取り組む。
- リターナブル容器の利用・回収促進と使い捨て容器の使用抑制に取り組む。
- 環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の使用促進と使い捨て品の使用抑制に取り組む。
- 食品廃棄物の排出抑制のため、食品小売業における販売方法の工夫や外食産業における食品ロス削減に取り組む。
- 事業系ごみの減量化に向けた自主的な取り組みと市の施策への協力に努める。
- 事業系ごみに含まれる資源物の分別を徹底する。
- 機密文書を含む資源化可能な文書の資源化に協力する。

市のホームページでは「エコサラダレシピ」を紹介しています。下記の二次元コードより閲覧できます。

皮ごと!ごぼうと  
にんじんの  
パリパリサラダ



## ●基本方針2 安全・安心で安定したごみ処理の推進

### (1) ごみの適正処理の推進

#### ①排出マナー向上の推進

- ・適正な分別を促すために、分別ルールが守られていない世帯に対する啓発を行います。
- ・ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携し、不適正排出の防止対策を講じます。
- ・分別徹底のための施策や条例整備を検討します。
- ・市民の分別意識の現状を把握するため、燃えるごみの組成調査を実施します。
- ・外国人、高齢者、子どもにもわかりやすいごみ分別の啓発を推進します。

#### ②事業系ごみ適正処理の推進

- ・事業系ごみは、収集車の内容物検査や立ち入り検査等を継続し、適正処理を推進します。
- ・産業廃棄物の混入防止の強化に取り組みます。
- ・許可業者向け講習会や事業所への出前講座等を通じ、ごみ減量化、資源化を啓発します。

#### ③不法投棄防止対策の強化

- ・不法投棄多発地域の啓発看板や監視カメラの設置など監視体制の強化に取り組みます。
- ・ポイ捨て禁止や罰則の検討も進め、不法投棄防止に積極的に取り組みます。

### (2) 安全で適正なごみ処理体制の構築

#### ①効率的で安全な収集・運搬体制の整備

- ・ごみの収集・運搬の安全性と安定性を確保しつつ、効率的な体制の整備に努めます。
- ・事故等防止のため、安全・衛生管理の維持にも努めます。
- ・在宅医療廃棄物の適正処理については、関係機関と連携し周知・啓発を行います。
- ・ニーズに応じたごみの排出方法や収集などの効率的な収集サービスの充実を図ります。
- ・高齢者や要介護世帯には、まごころ収集を実施するとともに、対象世帯の粗大ごみ収集等のサービス拡充も検討します。
- ・クリーンステーション管理の支援として、散乱防止ネットの無償貸与やカラス対策イラストの配布、啓発看板等の設置を行います。

#### ②適切な中間処理体制の維持

- ・焼却施設を運営する広域連合や燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設を運営する民間処理業者、関係機関と連携し、施策に応じた適切な処理体制の維持に努めます。

#### ③最終処分場の安定的な管理

- ・ごみの減量化・資源化を推進し、焼却灰や不燃残さを減らすことで最終処分場の延命化を図るとともに、最終処分場周辺の環境保全のため、施設の適正な維持管理に努めます。
- ・将来的な処分場の確保については、広域連合や関係機関と連携して取り組みます。また、埋立が終了している最終処分場の廃止手続きを進めます。

**【市民が取り組むこと】**

- ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時などの排出ルールを守る。
- 排出禁止物（家電リサイクル法対象物など）を適正に処理する。
- ポイ捨てを含む不法投棄防止に協力する。
- 新型インフルエンザ等感染症の拡大防止のため、ごみ袋をしっかりと縛って封をするなどの対策を行う。

**【事業者が取り組むこと】**

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理する。
- 適正な収集運搬及び処理を実施し、安全性・安定性を確保する。
- 処理体制の整備と施設等の維持管理を徹底する。
- 市の施策に積極的な協力をする。
- 新型インフルエンザ等感染症に関して、従業員に対する感染防止策の指導や普及啓発を徹底する。

わかりやすいごみ分別表

やさしい日本語  
ごみを分けて出しましょう

**もやせるごみ**  
たべものごみ、おむつ、くつ、はし、お箸、はぶらし、ティッシュ

しゅう かい  
週に 2 回

**もやせないごみ**  
でんきゅう、ガラス、さら、はさみ、かさ、ドライヤー、でんち

つき かい  
月に 1 回

**プラマーク**  
プラスチックのいれもの、レジ袋

しゅう かい  
週に 1 回

**リサイクルのもの**  
PET、缶、びん、紙

ペットボトル、ペットボトル、缶、びん、紙

つき かい  
月に 2 回

ペットボトルや缶はきれいにしてお出しましょう

まいごのガイドブックは  
QRコードを読み込んでください  
English guide

分からないときは 電話してください: 日向市 環境政策課 0982-53-2256

カラス対策イラストの一例



## ●基本方針3 環境学習の推進と環境保全活動の支援

### (1) 環境学習の推進

#### ①環境情報の提供

- ・市の広報やホームページ等を積極的に活用し、ごみやリサイクルに関する情報を分かりやすく、かつ内容を充実させて提供します。
- ・資源物やごみの適正排出を支援するため、「適正処理ガイドブック」の配布やスマートフォン・タブレット利用者向けの「日向市公式アプリ」の配信など、多様な媒体を通じて情報提供の充実に努めます。

#### ②環境学習の機会確保

- ・出前講座や施設見学の受け入れ、イベントでの啓発活動を継続的に実施し、幅広い年齢層の市民が身近に環境学習の機会を得られるようにします。さらに、就学前の子どもを対象としたごみ分別体験や、教育機関と連携した環境学習プログラムを実施します。具体的には、低年齢層に向けたゼロカーボン啓発動画や、小学校での水辺環境調査、中学校での職場体験学習を通じて、児童・生徒の環境問題への理解を深められるよう支援します。また、自治会や事業所でもこれらの取り組みを推進するとともに、外国人就労者へのごみ分別啓発も積極的に進めていきます。

### (2) 環境保全活動の支援

#### ①市民・事業者への環境保全活動の支援

- ・市民や事業者と積極的に連携し、環境保全及び循環型社会の構築に向けた取り組みを促進するとともに、その自主的な活動を支援します。
- ・事業者のごみ減量化・資源化に向けた自主的な取り組み状況を把握し、優良事業者の紹介や表彰など、事業者の環境意識の向上につながる効果的な制度導入を検討します。

#### ②環境保全活動に関わる人材の活用

- ・ごみ減量化推進員や河川モニターと連携し、現状把握やごみ減量・資源化に努めることで環境保全を促進し、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

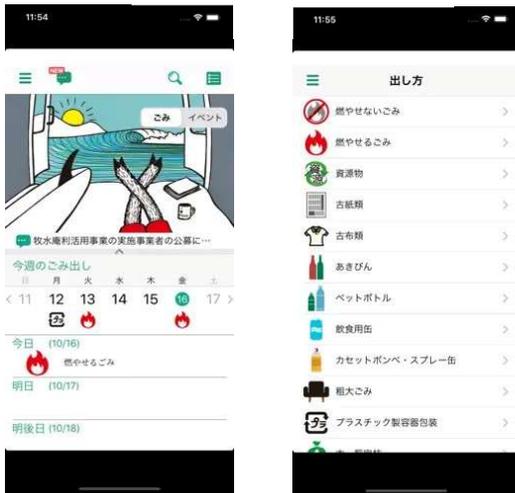
### 【市民が取り組むこと】

- ごみ・環境問題への関心と理解を深める。
- 市の提供する情報（広報やガイドブック等）を活用し、環境学習（出前講座等）に参加する。
- 自治会や市民団体、事業者等が行う環境活動に参加する。

### 【事業者が取り組むこと】

- 事業活動における環境配慮の自主的な取り組みを推進する。
- ごみ・環境問題に対する意識の向上・定着を図るため、従業員研修等を実施する。
- 環境に関する研修会や講習会に参加する。
- 事業者が有するごみ処理・環境保全技術や関連施設の情報提供、人材派遣等を通じて地域の環境学習の推進に協力する。
- 市や市民が行う地域の環境保全活動に参加・協力する。

日向市公式アプリ



「日向市公式アプリ」では、  
ごみの分別や収集日の確認ができます。  
下記の二次元コードよりダウンロードできます。



iPhone/iPad



Android

環境教育のための動画



ゼロカーボン啓発動画  
(日向市公式 You Tube  
チャンネル)

## 第3次日向市ごみ処理基本計画 概要版

---

編集・発行 日向市 市民環境部 環境政策課

〒883-0034

宮崎県日向市大字富高2203番地1

TEL 0982-53-2256

発行年月 令和8（2026）年 3月

---